



クレイトン・ユツツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 124 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

今年も残すところ僅かとなりましたが、弊所は 2025 年 12 月 25 日から 2026 年 1 月 4 日まで年末年始の休業期間とさせていただく予定です。来年も皆様の豪州事業のお役に立てるような情報を発信してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

2025 年 12 月 クレイトン・ユツツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

MAC 条項に基づく M&A 契約の解除が否定された裁判例（M&A）

Cosette Pharmaceuticals, Inc.が ASX 上場の Mayne Pharma Group Limited をスキーム・オブ・アレンジメントにより買収する取引に関して、Cosette 社がいわゆる MAC 条項（Material Adverse Change、すなわち対象会社の事業等に重大な悪影響を及ぼす変化が生じた場合に、買主による解除を認める条項）に基づき、スキーム実施契約の解除を主張した事案において、ニューサウスウェールズ州最高裁判所は、Cosette 社の主張を認めず、スキーム実施契約は有効と判断しました。

本件で裁判所は、MAC 条項の解釈のほか、①デュー・ディリジェンスにおける開示資料の正確性に関する表明保証条項の解釈、②Mayne Pharma 社の市場への開示内容が上場規則および消費者保護法に違反したといえるか、③買収手続における Cosette 社の契約の有効性を前提とした行為が解除権の行使を妨げるか、等の重要論点についても判断しており、本判決は、オーストラリアにおける上場会社 M&A の実務に関する示唆に富むものといえるでしょう。

なお、下記記事において、本取引の実行に必要なオーストラリア外国投審査資委員会（FIRB）の承認に関する審査状況についても説明していますが、記事の公開後、FIRB が本取引の阻止を決定しており、本取引の実行は困難と見込まれます。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

その他の注目のトピック

ASIC が 2026 年の重点規制分野を発表（規制一般）

企業、金融市场、金融サービス、消費者信用供与に関する規制当局であるオーストラリア証券投資委員会（ASIC）は毎年、翌年度に重点的に法執行に取り組む分野を公表しています。この度発表された 2026 年度の重点分野によれば、近年の課題である消費者保護と、長年の重点分野である財務報告等のガバナンスをいすれも重視する ASIC の姿勢が堅持される見通しです。

ASIC は、2026 年度の新たな重点分野として、①生活費に影響する誤解を招く価格表示、②プライベート・クレジット業界の不適切慣行、③財務報告関連の不正行為④経済的困窮者を狙った搾取的慣行、⑤シールド・マスターファンドおよびファーストガーディアン・マスターファンド破綻の責任追及、⑥保険会社の保険金支払・苦情処理の不備を追加しました。加えて、ASIC は、2025 年度の重点分野のうち、消費者被害と市場における不正行為が引き続き課題となっている項目を 2026 年も引き継ぐこととしています。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

環境保護・生物多様性保全法改正案（環境法）

1999 年環境保護・生物多様性保全法（EPBC Act）の改正案が連邦議会に提出されました。この法案は、自然環境の悪化に対処しながら、許認可手続の効率化や、再生可能エネルギー、住宅、重要鉱物等の国家的に重要なプロジェクトの推進を実現することを目指す一連の環境法制改革関連法案の 1 つです。

本法案では、例えば、EPBC Act に基づく意思決定のための環境基準の策定権限を環境大臣に与えること、環境に関する国家的重要事項に「受け入れがたい影響」を与えるプロジェクトは、これが軽減・回避されなければ承認できないとする基準の導入、承認基準を満たしていないプロジェクトであっても、大臣が防衛、安全保障等の観点から国家利益にかなうと判断した場合には例外的に承認できる制度の導入等、EPBC Act に関する重要な変更が提案されています。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただけ、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

建設工事契約における瑕疵修補と損害軽減義務に関する裁判例（契約法）

建設工事契約に基づき施行業者が建設した建物に瑕疵があり、発注者が瑕疵修補のために追加費用を支出した場合、これを施工業者に請求するためには、発注者が損害軽減の努力を行ったかが重要な論点になります。瑕疵修補のために発注者が別の建設業者を起用し、この費用を損害として当初の建設業者に請求しようとする場合、損害軽減の一環として、当初の建設業者に無償で瑕疵修補を行う機会を提供することで追加費用を回避すべきだったかが争点となることがあります。

Ceeroose Pty Ltd v The Owners – Strata Plan No 89074 [2025] NSWCA 235において、ニューサウスウェールズ州控訴裁判所は、発注者の損害軽減の努力を行ったといえるか否かを判断するにあたっては、発注者の行動が不合理かを考慮する必要があるところ、発注者が当初の建設業者に瑕疵修補の機会を提供する積極的義務があるわけではない（建設業者が発注者の行動の不合理性について立証責任を負う）と判示しました。

損害軽減に関する行動の合理性は、最終的には事案ごとの具体的な事情に応じて判断されることになるため、対応によっては、請求可能額が大きく縮減されることもあり得ます。このようなリスクも踏まえると、当初の建設業者に瑕疵修補の機会を提供する、当初の建設業者の瑕疵修補を行う意思や能力に懸念がある場合には、その旨を書面で記録し回答の機会を与えるなどの対応をとることが望ましいでしょう。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

顔認証技術の使用に関するプライバシー法違反事例（プライバシー法）

オーストラリア・プライバシーコミッショナーは、Kmart 社が店舗における返品詐欺防止のために顔認証技術を用いたシステムを利用していたことに関して、同社のプライバシー法違反を認定しました。

顔認証技術によって取得した生体データは、プライバシー法上のセンシティブ情報に該当し、その収集には原則として本人の同意が必要となります。例外的に、事業者は、違法行為又は深刻な不正行為が発生していると疑う理由があり、適切な対応のために必要と合理的に考えられる場合には、本人の同意なくセンシティブ情報を収集することが許されます。コミッショナーは、返品詐欺は違法行為に該当しると認めたものの、Kmart 社による生体情報の収集は、目的との関係で相当な範囲を超え、例外の要件を満たさないと判断しました。

小売店舗における顔認証技術の利用がプライバシー法違反と認定される事例が相次いでいることも踏まえ、顔認証技術やリスクの高い監視ツールを用いる際には、生体情報の収集には原則として事前同意が必要であることを意識し、収集する情報や使用目的・方法の事前周知、情報収集・利用の必要性・相当性の検討、リスクの高いデータ収集・利用に先立つプライバシーへの影響の評価を通じて、法令違反のリスクを減らすことが重要です。

原文（英文）への[リンク](#)は[こちら](#)。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パース日本商工会議所とクレイトンユツツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、セミナーで使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらの[リンク](#)から、本セミナーにおいて使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらの[リンク](#)から、勉強会で使用した資料はこちらの[リンク](#)からご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料はこちらのリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

[Japan Practice](#)
紹介サイト



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM & A 市場 - NNA業界座談会第6弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024年7月8日および9日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユツツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギー・トランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、大きな改正が行われましたが、その後もいくつかの改正が行われており、本稿における「外国投資」の章も随時アップデートしています。本稿は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』（第2版）（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユツツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー 加納 寛之
メール : hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル 山浦 茂樹
メール : syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川 佑妃
メール : ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曽我 修平
メール : ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士 岡崎 玲於奈
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : rokazaki@claytonutz.com



外国法弁護士 滝口 浩平
(日本法弁護士・日本から出向中)
メール : ktakiguchi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール : kridgway@claytonutz.com